

武蔵大学リベラルアーツ&サイエンス学会会則

2022 年 9 月 8 日施行

- 第 1 条 本会を「武蔵大学リベラルアーツ&サイエンス学会」（英文名：Interdisciplinary Association for Liberal Arts & Sciences at Musashi University）とよぶ。
- 第 2 条 本会は、会員の研究及びその発表を目的とする。
- 第 3 条 本会は、前条の目的を達するために次の事業を行う。
- (1) 機関誌「武蔵大学リベラルアーツ&サイエンス学会雑誌」の発行
 - (2) 研究会及び講演会の開催等
 - (3) その他評議員会が適当と認めた事業
- 第 4 条 本会の会員は、次のとおりとする。
- (1) 普通会員 本会の評議員会にて承認された武蔵大学（以下「本学」という。）専任教員及び本学学部学生
 - (2) 賛助会員 本会の評議員会にて承認された本学学部卒業生及びその他本会の趣旨に賛同し、普通会員と同額以上の会費を納入した者
 - (3) 名誉会員 本会に多大の功績があり、評議員会において推薦された者会員は機関誌の配付を受ける。
- 第 5 条 本会に名誉会長、会長及び評議員若干名を置く。
- 2 名誉会長は本学学長を推し、会長は本学リベラルアーツアンドサイエンス教育センター長をもって充てる。評議員は、本学リベラルアーツアンドサイエンス教育センター教員会議構成員のうち教授、准教授及び講師をもって充てる。
 - 3 評議員の中から編集委員、会計委員及び庶務委員各若干名を互選する。
- 第 6 条 評議員会は評議員をもって構成し、本会の運営にあたり、議長は会長が兼ねる。
- 第 7 条 本会の経費は、会費、事業収入、寄附金等をもって充てる。
- 第 8 条 会費は、評議員会の定めるところによる。
- 第 9 条 本会の会計年度は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。
- 第 10 条 本会の事務局は、本学研究支援課に置く。
- 第 11 条 本会則の変更は、評議員会の議決による。